



# 鳥取県公報

令和3年3月23日（火）  
第9285号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金の一部改正 （122）（スポーツ課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 鳥取県立米子産業体育館の利用料金の一部改正（123）（〃）・・・・・・・・・・ 2 鳥取県産業廃棄物実態調査の実施（124）（循環型社会推進課）・・・・・・・・ 3 森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 （125）（林政企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 清算法人本高土地改良区の清算人の退任（126）（東部農林事務所）・・・・ 6 基本測量の実施（127）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 指定居宅サービス事業の廃止の届出（128）（中部総合事務所福祉保健局）・・ 7 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（129）（〃）・・・・・・・・・・・・ 7
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示（1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

# 告 示

## 鳥取県告示第122号

令和元年鳥取県告示第263号（鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号）第10条第2項の規定に基づき令和3年3月5日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p>1 利用料金                      (1)・(2) 略                      (3) 設備利用料                          ア～ウ 略                          エ 電灯利用料                              (ア) 略                              (イ) 小体育館</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 150px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">照度</th> <th style="text-align: center;">金額(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50%</td> <td style="text-align: center;">60円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75%</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">130円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考                      1～3 略                      4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる電灯数又は照度を超える照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料をそれぞれ加算するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 200px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">電灯数又は照度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小体育館</td> <td style="text-align: center;">全面使用</td> <td style="text-align: center;"><u>25%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>5～8 略</p> <p>2 略</p>	照度	金額(1時間につき)	50%	60円	75%	100円	100%	130円	区分		電灯数又は照度	略			小体育館	全面使用	<u>25%</u>	<p>1 利用料金                      (1)・(2) 略                      (3) 設備利用料                          ア～ウ 略                          エ 電灯利用料                              (ア) 略                              (イ) 小体育館 <u>1時間当たり 130円</u></p> <p>備考                      1～3 略                      4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料をそれぞれ加算するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 200px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">電灯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小体育館</td> <td style="text-align: center;">全面使用</td> <td style="text-align: center;"><u>6灯</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>5～8 略</p> <p>2 略</p>	区分		電灯数	略			小体育館	全面使用	<u>6灯</u>
照度	金額(1時間につき)																										
50%	60円																										
75%	100円																										
100%	130円																										
区分		電灯数又は照度																									
略																											
小体育館	全面使用	<u>25%</u>																									
区分		電灯数																									
略																											
小体育館	全面使用	<u>6灯</u>																									

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

## 鳥取県告示第123号

令和元年鳥取県告示第264号（鳥取県立米子産業体育館の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号）第10条第2項の規定に基づき令和3年3月5日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 利用料金                      (1)・(2) 略</p>	<p>1 利用料金                      (1)・(2) 略</p>

(3) 設備利用料 ア～ウ 略 エ 電灯利用料 1 時間 1 灯当たり <u>10円</u> 備考 略 2 略	(3) 設備利用料 ア～ウ 略 エ 電灯利用料 1 時間 1 灯当たり <u>30円</u> 備考 略 2 略
--	--

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**鳥取県告示第124号**

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
鳥取県産業廃棄物実態調査
- 2 調査の目的  
令和2年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲  
県内全域の事業所（農林漁業を除く。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 従業員数
    - イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）
    - ウ 廃棄物の種類、契約等ごとに次に掲げる事項
      - (ア) 自社中間処理前発生量
      - (イ) 委託前自社中間処理方法
      - (ウ) 委託中間処理方法
      - (エ) 委託最終処分方法
  - (2) その基準となる期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 報告を求める者  
産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所
- 6 報告を求めるために用いる方法  
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県（鳥取市、岩美郡及び八頭郡の調査対象者にあつては、鳥取市）に返送させる方法で行う。
- 7 報告を求める期間  
令和2年4月1日から同年6月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページで公表する。

**鳥取県告示第125号**

令和3年度に県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫等防除

事業（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

令和3年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。
  - (1) 自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
  - (3) 競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）であること。
  - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
  - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
  - (6) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3又は第38条に規定する監督処分を受けていない者であること。ただし、監督処分を發した県行政機関が監督処分に係る違反行為が改善されたと判断する場合は、この限りでない。
  - (7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
    - ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条第1項に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
    - イ 林業普及指導員（森林法第187条第1項に規定する者をいう。）
    - ウ 林業技士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
    - エ 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。）
    - オ フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）（林業振興事業実施要綱（平成17年3月23日付林政経第161号農林水産事務次官依命通知）に定める「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうちキャリアアップのための研修を受講し、修了した者をいう。）
    - カ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が、年間150日以上かつ10年以上に達する者
  - (8) 他の入札参加者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有することが判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。

なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。

    - ア いずれかの入札参加者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札参加者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関

係

イ いずれかの入札参加者と他の入札参加者が、同一の会社の議決権保有者である関係

ウ いずれかの入札参加者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札参加者の代表取締役を兼ねている関係

エ その他アからウまでの関係に準ずる関係

オ 入札参加者が、森林組合法（昭和53年法律第36号）第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「いずれかの入札参加者の代表取締役」を「いずれかの入札参加者の代表理事」と、「他の入札参加者の代表取締役」を「他の入札参加者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本産業規格A列4番横書きで作成すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類は、調達公告で定められた提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札参加書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された入札参加書類は、返却しない。

(4) 提出された入札参加書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。

(2) 入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税に係る課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。

(3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。

(4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。

(5) 入札においては、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあつては、当該再度入札には参加させないものとする。

なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあつては、当該再度入札に参加させないものとする。

(6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。

(7) 予定価格を入札の執行前に公表している場合において、1に掲げる条件を具備する入札参加者が1者のみのときは、当該入札を中止する。

(8) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。

ア 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 4 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、インターネットの県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>。以下「県HP」という。)において掲載するものとする。

#### 5 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

#### 6 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先

(1) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7425、7431、7432又は7433

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

電話 0857-26-7300又は7301

---

#### 鳥取県告示第126号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり清算法人本高土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和3年3月23日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

退任した清算人の氏名及び住所

松 本 靖 人 鳥取市本高81-3

河 原 洋 夫 鳥取市本高181

松 本 正 延 鳥取市本高166

山 下 重 行 鳥取市本高369-1

河 原 宏 昭 鳥取市本高350

坂 本 義 夫 鳥取市本高332

福 本 政 男 鳥取市本高364  
 山 本 紘一郎 鳥取市本高164  
 小 山 啓一郎 鳥取市本高143-1  
 奥 田 訓 久 鳥取市本高369  
 令和3年2月28日退任

**鳥取県告示第127号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

**鳥取県告示第128号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月23日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人三朝町社会福祉協議会	社会福祉法人三朝町社会福祉協議会訪問介護事業所	東伯郡三朝町大字横手50-4	令和3年3月10日	令和3年5月31日	訪問介護

**鳥取県告示第129号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月23日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人三朝町社会福祉協議会	東伯郡三朝町大字横手50-4	社会福祉法人三朝町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	東伯郡三朝町大字横手50-4	居宅介護	令和3年5月31日

**海区漁業調整委員会告示**

**鳥取海区漁業調整委員会告示第1号**

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用する

ものに限る。以下同じ。)の操業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年3月23日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡 部 俊 明

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線(世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。)以東の鳥取県海面において、令和3年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

## 1 承認の内容

### (1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者(以下「県内業者」という。)とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者(以下「県外業者」という。)とする。

### (2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

### (3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線(世界測地系 経度 東経133度35.42分)の間の鳥取県海面

### (4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領(令和3年3月23日付第202000312435号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。)で定める標識を掲げなくてはならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

## 2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。